

●その他の医療費助成制度●

お住まいの地域によって名称・制度内容が異なるものもあります。
詳しくは各項目の「手続き／お問合せ」先で確認してください。

◇指定難病の治療を受けている方◇

指定難病医療費助成制度

指定難病(R3.11.1現在338疾患)の治療にかかった医療費の負担が軽減される制度です。

- * 医療費の負担割合が原則2割になります。
- * 所得に応じた負担上限額が設定されています。
- * 疾患ごとに認定基準があります。
- * 有効期限があるため、更新申請が必要です。

手続き／お問合せ



各健康福祉センター(保健所)

◇障害のある方◇

重度心身障害者(児)医療費助成

心身に重度の障害がある方が医療機関を受診した場合、医療費の自己負担額の全部、または一部が助成される制度です。

- * 障害の程度により利用条件が異なります。
- * 本人や配偶者及び扶養義務者の所得制限があります。

手続き／お問合せ



各市町村の障害福祉担当窓口

自立支援医療

(更生医療・育成医療・精神通院医療)

障害の軽減、または重症化を防ぐために受ける医療の医療費を軽減する制度です。

- * 医療費の負担割合が原則1割になります。
- * 所得に応じた自己負担上限額が設定されています。
- * 有効期限があるため、更新申請が必要です。

手続き／お問合せ



各市町村の障害福祉担当窓口



Topic

患者会・サロンってなに？

同じ悩みを抱える患者さんやそのご家族による様々な支え合いの場として患者会やサロンがあります。

語り合いや、情報交換がご自身やご家族の療養生活のヒントや支えになることもあれば、ご自身の体験がほかの方の療養生活の支えになることもあります。

当院情報コーナー(患者サポートセンター内)に院内外問わず患者会・サロンの掲示や一覧があります。是非ご活用ください。

◇小児がん・特定疾病の治療を受けている方◇

小児慢性特定疾病医療費助成制度

がんを含む小児慢性特定疾病(R3.11.1現在788疾患)の治療にかかった医療費の負担が軽減される制度です。

- * 新規申請の場合は18歳未満の児童等が対象です(治療の継続が必要な場合は、20歳の誕生日の前日まで延長可能です)。
- * 医療費の負担割合が原則2割になります。
- * 所得に応じた自己負担上限額が設定されています。
- * 疾患ごとに認定基準があります。
- * 有効期限があるため、更新申請が必要です。

手続き／お問合せ



各健康福祉センター(保健所)

◇ひとりで子どもを育てている方◇ ◇お子さんが治療を受けている方◇

ひとり親医療費助成制度

ひとり親家庭(母子及び父子家庭)の人が、医療保険が適用になる診療を受けた場合、医療費の自己負担額の全部または一部を市町村が助成する制度です。

- * 所得制限があります。

手続き／お問合せ



各市町村の
子ども福祉担当窓口

こども医療費助成制度

医療保険が適用になる診療を受けた場合、自己負担額の医療費を市町村が助成する制度です。

- * 対象年齢、自己負担額など市町村によって異なります。

手続き／お問合せ



各市町村の
子ども福祉担当窓口

医療費の支払いを軽くするために

申請をすることから始まります。まずは、活用できる制度を知ること、相談をすること、が第一歩です。



◇公的医療保険と介護保険両方を利用している方◇

高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険どちらも利用し、1年間支払った自己負担の合算額が負担の上限を超えた場合、超えた分が払い戻される制度です。

手続き／お問合せ



各市町村の介護保険担当窓口
加入している公的医療保険(保険者)

◇医療費の自己負担額が多い方

確定申告による医療費控除

その年の1月1日から12月31日までの間に本人又は生計を一にする家族(同一世帯)が医療費を支払った場合、一定金額の所得控除を受けられる制度です。ご自身での確定申告が必要になります。

- * 該当しそうな領収書は保管しておきましょう。
- * 自家用車で通院するためのガソリン代や駐車料金は含まれません。

手続き／お問合せ



確定申告／住所地を管轄している税務署

